

天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

天理市教育委員会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第3号

天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成30年3月天理市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中

「
通園区域に関すること。 を 通園区域に関すること。 幼稚園の設置及び廃止に関するに、
」

「こども未来課職員」を「幼保こども園課職員」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。